○○児童館

○○児童クラブ

施設防災計画

令和○年○月

目　　次

はじめに････････････････････････････････････････････････････1

1．職員の基本的な心構え･･････････････････････････････････････1

2．危機事象等発生時の組織体制････････････････････････････････２

3．危機事象等発生時の職員の責務･･････････････････････････････4

4．危機事象等発生時の対応････････････････････････････････････４

（１）地震発生時の対応･････････････････････････････････････････４

（２）児童館・児童クラブ内で火災が発生した場合の対応 ････････････６

（３）風水害の発生が予測された場合の対応･･･････････････････････７

（４）事故発生時の対応･････････････････････････････････････････8

（５）気象庁の「特別警報」が発表された場合の対応･････････････････9

（６）不審者侵入時の対応･･･････････････････････････････････････９

（7）学校感染症とは･･･････････････････････････････････････････10

（8）熱中症の予防と対策･･･････････････････････････････････････12

5．避難訓練の実施････････････････････････････････････････････13

6．施設設備の安全点検････････････････････････････････････････14

7．保護者への対応････････････････････････････････････････････15

はじめに

　○○児童クラブ（以下「児童館・児童クラブ等」という。）の「施設防災計画等」は、○○児童クラブ運営規程第１６条第１項の規定に基づき、児童館・児童クラブの内外における危機管理の対象とする事象（以下「危機事象」という。）や不測の緊急事態に備え、児童館・児童クラブ等を利用する児童・生徒（以下「児童等」という。）の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアルを策定するものである。

１．職員の基本的な心構え

危機事象（自然災害・火災・不審者侵入・学校感染症等）や不測の緊急事態は、いつどこで発生するのか全く分かりません。どのような場合であっても児童館・児童クラブ等の児童厚生員・放課後児童支援員（以下「職員」という。）は、児童等の生命・身体を守り、併せて放課後及び土曜日等の休校日に児童館・児童クラブの内外において児童等の集団的・個別的な遊びの指導及び安全に過ごすための勉強・室内遊び等の見守り（以下「指導等」という。）を行い、児童等の健全育成に資することが最大の責務です。

いつ、危機事象等が起きても慌てないように、職員が日頃から危機管理能力をより高めること、防災・防犯の知識をより深めること、そして的確な判断と素早い行動が取れるようにしておくことが大切です。そのためには、職員一人一人が、防災・防犯に対する心構えや知識をしっかり身につけておきたいものです。

（１）児童等の生命・身体を守る

①児童等の安全能力を育成

命はかけがえのないものです。日頃から児童等に命の大切さ、自分自身の身を守ること、自分と同様に他人を大事にすること、また下級生（または弱い立場の人）をいたわる気持ちを持つことなどを懇切に説明し、日常の様々な行事及び活動を通して、年齢にあった安全教育を行い、安全能力を身につけさせます。

また、職員の安全管理についての知識を深め、日常の指導等の中で児童自身が自分の身を守ることができるよう安全能力を育てます。

**◆安全教育とは**

交通事故や地震・風水害・火事などの災害から身を守るための知識及び習慣を身につけさせる教育

**◆安全能力には**

a. 危険を予知してそれを除いたり避けたりする能力

b. 事故が発生しても傷害を受けない能力（例：車が突っ込んできても身をかわす）

c. 傷害が発生しても被害を最小限に食止める能力（例：適切な救急措置を取る）

**◆安全能力の構成要素**

a.身体・運動的要素（例:すばしこい）

b.知能・知識的要素（例:交通規則を知る）

c.性格・情緒的要素（例:落ち着きがある）

d.規範・道徳的要素（例:規則を守る）

②児童館・児童クラブ内の環境の整備

・日頃から整理整頓を心がけ、安全環境の整備に努める。

・備品や遊具の配置、保管は適切であるか。

・高いところに荷物は置いていないか。

・不用意に置いた物が危険を誘発しないか。

・どこかに危険は潜んでいないか、危険を予測する目や危険を防ぐ態度を養う。

③施設、設備などの安全点検

・常に施設、設備、遊具の安全点検を行い、危険個所があれば直ちに改善する。

・危険を防ぐための配慮を十分にして、指導等にあたる。

④避難訓練等の実施

・不測の緊急事態に備え、児童等が職員の指示に従って安全かつスムーズに避難できるよう、定期的に避難訓練を実施する。

・危機事象発生の関係機関への報告については、事実を正確に報告するために、連絡すべき事項を簡潔にまとめておく。

・児童クラブの保護者に対しては、事前に防災・防犯に関する施策の理解を得ておく。また、緊急事態における保護者への連絡方法、児童等を引き渡す方法、災害時の約束事を取り決めておく。

（２）自己の役割と責任の認識をする

①児童館・児童クラブの防災・防犯体制の確立

・児童館・児童クラブの防災・防犯体制を整備し、職員一人一人の役割を明確にする。

・全職員が防災・防犯に関して統一した認識を持っておく。

②的確な判断のもと迅速な行動

・とっさの場合、職員一人一人が慌てず的確な判断で迅速に行動し、責任を遂行できるよう、日頃から防災・防犯の意識を深めておく。

・児童等を守るには、職員一人一人が責任と自覚を持って行動し、対応する。

２．危機事象等発生時の組織体制

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | リーダー | 担当者 | 主な対応 |
| 総括責任者 | ○○ | ○○ | 被害状況の把握 |
|  |  | ○○ | 避難先、避難の実施方法の決定 |
|  | 　 | ○○ | 避難経路の安全確認後、避難指示 |
| 避難誘導・安全確認 | ○○ | ○○ | 児童等の安全確保 |
| 　 |  | ○○ | 児童等への指示 |
|  |  | ○○ | 避難の誘導 |
|  |  | ○○ | 非常持出用品の持ち出し |
| 救出・救護 | ○○ | ○○ | 避難時に児童館・児童クラブ内に残っていないかの確認 |
|  |  | ○○ | 負傷者の救出 |
|  | 　 | ○○ | 負傷者の応急処置または医療機関への搬送（状態によっては救急車を呼ぶ） |
| 消火 | ○○ | ○○ | ガスの元栓の確認 |
|  |  | ○○ | 初期消火活動 |
| 関係者連絡 | ○○ | ○○ | 災害情報の収集 |
|  |  | ○○ | 金沢市等関係機関への連絡 |
|  | 　 | ○○ | 保護者への連絡 |

関係先連絡表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 名　称 | 電話番号 |
| 自治体担当課 | 金沢市子育て支援課 | ２２０－２２７９FAX ２２０－２３６０ |
| 金沢市児童館・児童クラブ連絡協議会 | ○○児童会館（館長） | ○○○－○○○○ |
| 拠点避難先 | ○○小学校 | ○○○－○○○○ |
| 消防署 | ○○消防署 | ○○○－○○○○又は119番 |
| 警察署 | ○○警察署 | ○○○－○○○○又は110番 |
| ○○児童館・児童クラブ運営委員長 | ○○ | ○○○－○○○○  |
|  |  |  |
| ≪不審者情報の場合≫ |
| ○○ブロック児童館・児童クラブ | ○○児童館・児童クラブ | ○○○－○○○○ |
| 　　〃 | ○○児童館・児童クラブ | ○○○－○○○○ |
| 　　〃 | ○○児童館・児童クラブ | ○○○－○○○○ |
| 　　〃 | ○○児童館・児童クラブ | ○○○－○○○○ |
| 　　〃 | ○○児童館・児童クラブ | ○○○－○○○○ |
| 　　〃 | ○○児童館・児童クラブ | ○○○－○○○○ |
|  |  |  |
| ≪施設設備の修繕が必要な場合≫ |
| 消防設備 | ○○ | ○○○－○○○○ |
| ガス設備 | ○○ | ○○○－○○○○ |
| 電気設備 | ○○ | ○○○－○○○○ |
| 水道 | ○○ | ○○○－○○○○ |
|  |  |  |

**◆関係機関への連絡事項（例）**

　　・危機事象等が発生したことの報告、被災の状況及び避難等の講じた措置

　　・児童等の安否（怪我人の有無）

　　・児童館・児童クラブの損壊状況

　　・避難する児童等の受け入れ要請

　　・危機事象等の発生に伴う休館装置を講じる場合

　　・児童等の避難場所及び引き渡し方法

３．危機事象等発生時の職員の責務

（1）勤務時間内

①館長及び職員は、防災無線・インターネットなどにより情報を収集し、災害状況の把握に努める。

②館長または主任は、直ちに職員に的確な指示を与えるとともに、関係機関に報告し、児童等・職員・施設の安全確保に努める。

③職員は、館長または主任の指示に従い、与えられた任務は責任を持って遂行し児童等の安全を守る。

④通常の勤務時間が終了しても、主任の指示があるまで待機する。

⑤児童館・児童クラブから離れている場合、児童等の安全を確保しながら直ちに児童館・児童クラブに戻り、任務につく。

⑥保護者に対しては、児童等を責任を持って無事に引き渡せるように、児童等の出欠確認ができるもの（出欠簿）を必ず携帯する。

⑦限られた職員数であることから、互いに協力し合い、声を掛けながら、臨機応変に対応　する。

（２）勤務時間外

**①**館長及び職員は、テレビ・ラジオ・インターネットなどにより情報収集し、災害状況の把握に努める。

②館長は職員に対し緊急連絡網等により必要な指示を与え、職員は指示に従い行動する。

③自宅を離れる場合は、居場所を明らかにし連絡が取れるようにする。電話が不通の場合は、職員個々が判断し安全に気をつけてできるだけ早く児童館・児童クラブに出勤する。

４．危機事象等発生時の対応

（１）地震発生時の対応（児童館・児童クラブ在館時に地震が発生した場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地震発生時 | 1 | ・揺れを感じたら、児童等に安心できるような言葉掛けをし、児童等に姿勢を低くするように伝える。・頭上から物が落下しない場所や、丈夫な机の下で待機するよう指示する。 |
| 2 | ・職員は速やかに部屋の電気を消し、避難口を確保する。＊避難口―1階・正面玄関または2階・遊戯室非常階段・ガスの元栓を閉める。・火災が発生したならば、初期消火に努める。または、消防署（119番）への通報を行う。 |
| 3 | ・館長または主任の指示があるまで安全な場所で待機する。（指示がない場合は、携帯電話を使用し連絡を取り合う） |
| 地震沈静時 | 4 | ・児童等の人数確認を行い、身体に異常がないか把握する。 |
| 5 | ・靴を履かせる。避難する際に床に割れ物や落下物がある場合は除去し、マットを敷いてその上を歩いて避難させる。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 6 | ・指示に従って避難する。＊第1避難場所―○○公園＊拠点避難場所―○○小学校・拠点避難場所への避難路は、登下校時に利用する「通学路」とする。（避難路は、以下同じ）・避難する際は、救急箱を持っていく。 |
| 7 | ・避難場所に集まったら、人数確認を行い、館長または主任に報告する。（来館者◯名、現在◯名、全員います） |
| 8 | ・余震に注意し、座って待機する。＊児童等の身体に異常があった場合、応急処置を行う。 |
| 9 | ・児童館・児童クラブが安全なら、児童館・児童クラブ内に留まる。児童館・児童クラブの損壊がひどく児童館・児童クラブに留まることが困難と判断した場合は、第１避難場所（○○公園） または拠点避難場所（○○小学校）など安全な場所に避難する。＊避難場所の状況及び避難場所までの経路の安全を確認して移動する。＊児童館・児童クラブを離れる場合は玄関に避難先を掲示し、電気系統、ガスの元栓、電気ブレーカーを切る。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 児童引渡 | 10 | ・保護者（または保護者の代理人）が児童等を迎えに来るまでは、責任をもって確実に預かる。 |
| 11 | ・児童館・児童クラブ内及び児童館・児童クラブ周辺の被災情報を収集・把握し、今後の児童館・児童クラブの運営について館長及び職員で合議し、決定する。・翌日の児童館・児童クラブの運営について、保護者へ講じた処置の連絡を行う。　　　　　　　　　　　　　　 |

**◆児童館・児童クラブの運営とは**

災害の発生に伴い児童館・児童クラブの施設設備の損壊状況等により翌日以降において、児童館・児童クラブ・児童クラブの開館または休館の措置を講じることをいう。（児童館・児童クラブの運営は、以下同じ）

（１）－２　地震発生時の対応（児童館・児童クラブ外で地震が発生した場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地震発生時 | 1 | ・揺れを感じたら、児童等に安心できるような言葉掛けをし、建物・遊具から遠ざけ安全と思われる場所に集まって揺れの治まるのを待つ。（危険な場所―狭い路地、塀ぎわ、ブロック塀の傍。危険な場所にいる時は、急いで離れる） |
| 2 | ・地面の亀裂・陥没・隆起・頭上の落下物に注意する。 |
| 3 | ・連絡が入るまで安全な場所で待機する。（連絡がない場合は、主任が次の待機場所等を判断する） |
| 地震沈静時 | 4 | ・児童等の人数確認を行い、体に異常がないか把握する。 |
| 5 | ≪屋外の場合≫・放送が聞こえない場合は、職員の指示に従って避難する。（必ず、職員が誘導し児童等が混乱しないように注意を払いながら避難させる。）危険がないか確認した後、避難経路を明確にする。・避難する際は、救急箱を持っていく。≪児童館・児童クラブ外の場合≫・児童等の安全を確保してから、必ず児童館・児童クラブまたは館長・主任に連絡する。（避難場所から児童館・児童クラブに戻る。戻れない場合は、○○小学校へ避難する。）＊児童館・児童クラブや館長・主任と連絡が取れない場合、児童等の安全を優先し近くの避難場所に移動する。 |
| 6 | ・避難場所に集まったら、人数確認を行い、館長・主任に報告する。 |
| 7 | ・余震に注意し、座って待機する。＊児童等の身体に異常があった場合、応急処置を行う。 |
| 8 | ・建物が安全なら、建物内に留まる。建物の損壊がひどく、児童館・児童クラブ内に留まることが困難と判断した場合は、拠点避難場所（○○小学校）など、安全な場所に避難する。＊避難場所の状況及び避難場所までの経路の安全を確認して移動する。＊児童館・児童クラブを離れる場合は、玄関先に避難先を掲示し、電気系統・ガスの元栓・電気のブレーカーを切る。 |
| 児童引渡 | 9 | ・保護者（または保護者の代理人）が児童等を迎えに来るまでは、責任をもって確実に預かる。 |
| 10 | ・児童館・児童クラブ内及び児童館・児童クラブ周辺の被災情報を収集・把握し、今後の児童館・児童クラブの運営について館長及び職員で合議し、決定する。・翌日の児童館・児童クラブの運営について、保護者へ講じた処置の連絡を行う。　 |

（２）児童館・児童クラブ内で火災が発生した場合の対応

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 火災発生時 | 1 | ・火災の発生を発見したら、非常ベルを鳴らす。・第１発見者は大声で周りの職員に、火災が発生したことをする。＊緊急の場合は自己判断で消防署（１１９番）へ通報する＊消防署に通報したことを全職員に伝える。 |
| 2 | ・火災の発生を聞いた職員は、可能な限り初期消火に努める。・小規模な火災（ぼや火災）であれば初期消火を行うが、それ以外は消防署（１１９番）へ通報する。・消火器の設置場所―１階食事室・２階集会室 |
| 3 | ・指導等の職員は、児童等の動揺を抑え、速やかに児童等を集めて、○○公園へ避難する。・部屋の窓を閉めて、電気を消す。 |
| 　火災避難後 | 4 | ・館長に報告する。・指示があるまで避難場所で待機する。 |
| 5 | ・児童等の人数確認を行い、身体に異常がないか把握する。 |
| 6 | ・避難する際は、救急箱を持っていく。 |
| 7 | ・避難する際は、体を低くして手やハンカチを口に当て、煙を吸わないように移動する。 |
| 8 | ・避難場所に集まったら、人数確認を行い、主任に報告する。（児童クラブ在籍◯名、欠席◯名。児童館・児童クラブ○名。現在◯名います） |
| 9 | ・座って待機する。＊児童等の身体に異常があった場合、人命を優先すること。 |
| 　児童引渡 | 10 | ・大規模火災等指導の継続が困難と判断した場合には、第１避難場所（○○公園）、または拠点避難場所（○○小学校）等安全な場所に移動する。＊避難場所の状況及び避難場所までの経路の安全を確認して移動する。＊児童館・児童クラブを離れる場合は玄関に避難先を掲示し、電気系統、ガスの元栓、電気ブレーカーを切る。　　 |
| 11 | ・保護者（または保護者の代理人）が児童等を迎えに来るまでは、責任をもって確実に預かる。 |
| 12 | ・児童館・児童クラブ内の火災による消失状況を把握し、今後の児童館・児童クラブの運営について館長及び職員で合議し、決定する。・翌日の児童館・児童クラブの運営について、保護者へ講じた処置の連絡を行う。 |

＊児童館・児童クラブ周辺が火災の場合は、その情報を収集し、風向き及び火災の規模等を考慮し、児童を避難させる。

（３）風水害の発生が予測された場合の対応

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 風水害発生時 | 1 | ・警報（大雨・洪水・強風等）や土砂災害警報情報が出た場合、天気予報、かなざわ雨水情報、○○川水位情報などで情報収集に努める。・建物や児童館・児童クラブ周辺の被害状況を把握する。・浸水、窓ガラス破損など起こり得る危険を予測し、屋外へ出ることを避ける。・台風の接近が予想される場合は、風でモノ（鉢・看板等）飛散しないよう、予め児童館・児童クラブ周りのモノを玄関内に移動させる。 |
| 2 | 金沢市の担当課から風水害に関するファックスの送信が入ったら、直ちに館長に知らせる。 |
| 3 | ・児童館・児童クラブ内放送にて全員○○に集合する。・児童等の人数確認を行った後、拠点避難場所（○○小学校）へ避難する。・道路の冠水により、避難することが困難と判断した場合は、避難誘導を取り止め2階・遊戯室で待機する。・避難する際は、救急箱を持っていく。 |
| 風水害避難後 | 4 | ・避難場所に集まったら、人数確認を行い館長に報告する。 |
| 5 | ・座って待機する。＊児童等の身体に異常があった場合、人命を最優先すること。 |
| 6 | ・○○川が氾濫したとして、0.5～１．０mの浸水が想定される。不測の事態で指導が困難と判断した場合には、２階遊戯室にて待機する。＊児童館・児童クラブを離れる場合は玄関に避難先を掲示し、電気系統、ガスの元栓、電気ブレーカーを切る。　　 |
| 7 | ・水道・電気などのライフラインが止まってしまうことを想定し、飲料水・非常食を備蓄しておく。 |
| 8 | ・保護者（または保護者の代理人）が児童等を迎えに来るまでは、責任をもって確実に預かる。 |
| 9 | ・児童館・児童クラブ内及び児童館・児童クラブ周辺の被災情報を収集・把握し、今後の児童館・児童クラブの運営について館長及び職員で合議し、決定する。・翌日の児童館・児童クラブの運営について、保護者へ講じた処置の連絡を行う。 |

（４）事故発生時の対応

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事故発生時 | 1 | ・冷静に判断し、怪我人があれば応急処置を適切に行う。・処置を受ける児童等に対し、安心感を与えるような言葉遣い等を行う。・外見観察を行う。（意識、呼吸、脈拍、顔色、嘔吐、手足が異常に曲がっていないか等）・年齢による観察ポイント（問いかけに対して応答するか）・他の児童等の安全を確保する |
| 事故発生後 | 2 | ・館長へ速やかに連絡する。・怪我の状況に応じて、医療機関への受診を判断する。（場合によっては、救急車を呼ぶ）・主任が不在の場合で緊急を要する場合は、職員が普段の様子から判断し医療機関への受診の判断を行う。 |
| 3 | ・保護者に電話で連絡を取る。・保護者も受診に立ち会うことができる場合は、保険証を持参してもらう。・保護者がすぐに来られない場合は、傷の症状・体の症状を伝え、どの医療機関で受診するかを伝える。 |
| 4 | ・受診後、主任に結果報告をする。・職員から、保護者に受診結果の内容を報告する。 |
| 5 | ・事故発生状況記録に記入する。・防止策を職員で検討・確認し、情報を共有する。 |

＊心肺蘇生法を行わなければならない可能性を考慮し、全職員に応急処置研修をする。

最寄りの医療機関

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 診療科目 | 病院名 | 電話番号 |
| 内科・小児科 | ○○病院 | ○○○－○○○○ |
| 整形外科 | ○○病院 | ○○○－○○○○ |
| 歯科 | ○○病院 | ○○○－○○○○ |
| 眼科 | ○○病院 | ○○○－○○○○ |
| 耳鼻科 | ○○病院 | ○○○－○○○○ |

（５）気象庁「特別警報」が発表された場合の対応

**◆基本的な行動指針**

直ちに命を守る行動を取る。（避難所へ避難する。外出することが危ないと判断した場合は、児童館・児童クラブ内で安全な場所に留まる。）

**◆通常の開館時間内に発表された場合**

①施設の状態、立地条件や施設周辺の環境、被害状況、外部からの情報を総合的に判断し、避難の可否を決定し実行する。

②施設外に避難した場合、災害時における連絡方法（児童館・児童クラブの正面玄関に掲示）により、保護者に対して現在の状況を連絡する。

③保護者への引き渡しについては、特別警報が解除されるほか、安全が確認された後にあらかじめ定められた場所にて行う。

④いきなり「特別警報」が発表されることはないので、それまでの気象情報、施設周辺の状況に注視しながら対応レベルを上げていく。

**◆閉所している時間帯に発表された場合**

①館長は○○児童館・児童クラブ周辺在住の職員に地域の状況を聞き、保護者に閉館または自宅待機を要請する。

②特別警報が解除された場合は、その時間帯も考慮しながら、職員の到着・配備等、受け入れ態勢が整い次第、開館可能（閉館）とする措置を講じる。

（６）不審者侵入時の対応

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 不審者発見 | 1 | ・不審者と思われる人を発見した場合、館長が対応する。　（館長が不在の時は、主任が対応する）・できるだけ職員は1人での対応は避け、２人以上で対応する。＊知らない人には「こんにちは」「何か御用ですか？」と必ず尋ね、不審者を児童館・児童クラブに侵入させない。 |
| 2 | ・不審者と思われる人に話しかけ、用件を確認し、不審者かどうか確かめる。（不審者に対応する時は、２人以上で行うこと）・不審者が危害を加えるおそれがないか、凶器を持っていないかを確認する。 |
| 3 | ・不審者だった場合、直ちに退去を求める。（不審者に対応する時は、２人以上で行うこと）・職員は児童等を部屋に入れ、人数を確認する。（玄関施錠）＊職員は携帯電話（個人携帯）を持ち、連絡を取れるようにしておく。 |
| 不審者対処・逃走後 | 4 | ・不審者が退去に応じない場合または職員が身に危険を感じた場合は、直ちに警察署（１１０番）へ通報する。・警察に通報後、館長・主任に報告する。＊緊急の場合は自己判断で警察署（１１０番）へ通報する。・主任は館内放送または口頭にて全職員に不審者の侵入を伝える。★「みなさん。～～～～～（合言葉）」 |
| 5 | ・職員は部屋の出入り口を閉錠し、不審者が児童等に近づかないように状況に応じて対応する。・部屋の隅に児童等を集め、周りを職員がテーブル・椅子等で防御する。　 |
| 6 | ・警察が到着するまで不審者を刺激しないようにする。・不審者による緊急事態が発生した場合、非常ベルを鳴らし、緊急事態である事を近隣に知らせる。　 |
| 7 | ・状況に応じ、児童等を安全と思われる通路で避難させる。 |
| 8 | ・避難場所に集まったら、人数確認・身体状況に異常がないか確認する。＊身体状況に異常がある場合、救急車を呼び保護者に連絡する。 |
| 9 | ・不審者が警察により身柄確保または児童館・児童クラブ外に逃走したら、館内放送によりその旨を伝える。 |
| 10 | ・安全の確認ができたら、関係機関へ事件の顛末を報告する。併せて、同一地区の児童館・児童クラブへ不審者情報を知らせ、注意を促す。 |

**◆不審者侵入の訓練時における想定の仕方**

＊不審者が侵入したと想定し、侵入場所と状況を職員に事前打ち合わせ、訓練なので子どもをむやみに恐怖に追い込まないように留意する。

①児童等を１ケ所に集め、不審者からなるべく離れた館内の安全な場所に避難させる。

②主任は状況を判断し、不審者を説得する。

③主任は館内放送または口頭にて全職員に知らせる。

（7）学校感染症とは

　学校感染症は、学校保健安全法によって学校で特に予防しなければならないものとして定められた感染症である。第一種は感染症予防法で定める一類感染症・二類感染症（結核を除く）・指定感染症、第二種は飛沫感染をするため学校で流行が広がってしまう可能性が高い感染症（結核を含む）、第三種はコレラや細菌性赤痢など、飛沫感染が主体ではないが放置すれば学校で流行が広がってしまう可能性がある感染症などと分けられている。

　校長は感染症にかかっている、その疑いがある、またかかる恐れがある児童生徒らの出席を停止することができる。また、学校の設置者は予防上必要があるときは臨時に学校の全部または一部を休業することができるとしている。

児童館・児童クラブ等においても、感染症にかかっているまたはその疑いがあるときは、学校と同様に出席停止等の措置を講ずるものとする。（児童クラブ運営規程第12条第2号に規定）

また、児童クラブの利用児童のうち、学校感染症（インフルエンザ等）の流行により学級閉鎖となったクラスに在籍し、学校感染症に罹患していない児童については、保護者が労働等により昼間家庭にいないことを考慮し、特に低学年の児童を一人で留守番させることを回避するため、臨時に当該児童の受け入れを行う。

**◆学校感染症の種類**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 種類の考え方 | 疾患名 |
| 第一種 | 感染症法一類及び二類感染症 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群、痘瘡、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス |
| 第二種 | 飛沫感染するもので、児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い伝染病 | インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 第三種 | 学校において流行を広げる可能性が高い伝染病 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 |

**◆出席停止の期間**

（1）第一種の感染症

完全に治癒するまで

（2）第二種の感染症

|  |  |
| --- | --- |
| 疾患名 | 出席停止の期間 |
| インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 麻疹（はしか） | 解熱後3日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで |
| 風疹 | 発疹が消失するまで |
| 水痘（みずぼうそう） | 全ての発疹が痂疲化するまで |
| 咽頭結膜炎（プール熱） | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| 結核 | 症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで |

＊病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。

（3）第三種の感染症

病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

（4）その他の場合

　①第一種もしくは第二種の感染症患者のある家に居住する者、またはこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

　②第一種または第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間

　③第一種または第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間

**◆インフルエンザ等感染症に対する感染予防について**

　・児童館・児童クラブ等において、手洗い・うがいを励行するとともに、家庭での協力を依頼する。

　・各自でハンカチ・ティッシュを持参する。

　・咳、くしゃみ、鼻水の症状がある場合は、できるだけマスクを着用させる。

　・登校前、帰館後の家庭での健康観察を依頼する。

　・冬期（インフルエンザ流行時）、発熱等がある場合は、保護者へ病院での受診等協力を依頼する。

（7）熱中症の予防と対策

**◆生命に関わる熱中症とは何か**

梅雨が明けて7月下旬の大暑の頃から8月中旬頃にかけて1年の中で最も暑い時期となります。この時期は、日中の気温の上昇により、最高気温が25℃を超えた日を「夏日」、最高気温が30℃を超えた日を「真夏日」、最高気温が35℃を超えた日を「猛暑日」と言い、夏の暑さの目安としています。

　熱中症は、この厳しい暑さや激しい運動での体内の水分や塩分が不足し、体温調節ができなくなる状態です。また、熱中症は気温などの環境条件だけではなく、本人のその時の体調や暑さに対する慣れなどが影響して起こります。

　次のような症状があれば、熱中症の疑いがあります。直ちに、涼しい場所で適切な応急措置を取る必要があります。

　【重症度Ⅰ度】

　　・手足がしびれる

　　・めまい、立ちくらみがある

　　・筋肉のこむら返りがある（痛い）

　　・気分が悪い。ボーっとする

　【重症度Ⅱ度】

　　・頭ががんがんする（頭痛）

　　・吐き気がする。吐く

　　・体がだるい（倦怠感）

　　・意識が何となくおかしい

　【重症度Ⅲ度】

　　・意識がない

　　・体がひきつる（けいれん）

　　・呼びかけに対し、返事がおかしい

　　・まっすぐ歩けない・走れない

　　・体が熱い

　熱中症は上記のような症状を引き起こし、最悪の場合は死に至ることもあります。特に子どもは地面からの照り返し等があり大人より熱中症になるリスクが高いことから、かけがえのない命を守るためにも周りにいる大人が十分に注意を払い遊び等の活動を見守る必要があります。

**◆熱中症にならないための対策及び指導**

1. 日中の最高気温が、天気予報で真夏日または猛暑日になることが予想される場合は、屋外（「○○公園」など）における遊び等の活動は、原則として中止とします。
2. やむを得ず屋外での遊び等を行う場合は、その活動する時間を決めて行うこととします。屋外での活動時間は、1回あたり20～30分までとし、その後は暑さを避けて涼しい場所での休憩時間（10～20分程度）を必ず取ることとします。休憩後は、再び屋外での遊び等を行うことは可能とします。
3. 機会あるごとに、日中はこまめに水分（またはスポーツドリンク）や塩分を取るように注意を喚起します。食塩は、各自が自由に摂取できるよう食事室に用意します。
4. 屋外で活動する場合は、必ず帽子を着用することとします。
5. 職員は児童等の体調について、特に変わった様子がないか、いつもと違わないかを今まで以上に注視して見守ります。

　⑥ 児童等に対しては、集会等の機会を捉えて、平素から自分の周りに体調の悪そうな人を見かけたら直ぐに職員へ連絡すること、また在館中に自分自身の体調（気分）が悪くなったら職員または近くにいる児童等に申し出ることを指導します。

**◆熱中症になったらどうするか**

　熱中症が疑われる人がいたら、まず呼びかけに応じるかを確認します。意識があってもなくても日陰などの涼しい場所で、太い静脈がある首のつけ根やわきの下、太ももつけ根などを氷や冷やしたペットボトルなどで冷やす措置を取る。意識があればスポーツドリンクなどで水分や塩分を補充する。特に、重症度Ⅲ度の症状（本人の意識がない、体がひきつるなど）がある場合は、直ちに救急車を呼び、病院へ搬送する。

５．避難訓練の実施

（１）訓練の目的

災害発生に備え、児童等が安全かつスムーズに避難できるように訓練を定期的に実施し、基本的な能力を身につけさせる。

（２）訓練計画及び実施のポイント

①訓練にあたっては、いろいろな災害を想定した訓練を実施する。（火災・地震・水害・防犯など）

②同じ災害でも状況（避難経路・避難場所など）を変えて訓練を実施する。

③実際に通報訓練を体験する。

|  |  |
| --- | --- |
| 火災 | ・出火場所をいろいろと変える　→出火場所により避難経路が異なることを伝える。　　避難口―○○・○○または○○・○○＊児童館・児童クラブ内（事務室・食事室・集会室・遊戯室など）＊児童館・児童クラブ外（近隣の会社・民家など）＊時間帯＊通報訓練や消火訓練を実施し、消火器の使用方法も身につける。 |
| 地震 | ・地震の大きさを様々に想定した避難訓練を行う。・建物が危険な場合を想定し、第1避難場所または拠点避難場所に避難する。・ライフライン・交通遮断を想定し、避難用必需品（救急箱等）を持って避難する。・建物の倒壊で避難路が塞がれることを考え、避難経路を幾つか考えておく。 |
| 水害 | ・○○川氾濫を想定し、１階への浸水を想定して訓練を行う。 |
| 防犯 | ・児童館・児童クラブに不審者が侵入したと想定し、訓練を行う。 |

1. 事前に職員全員で内容・役割分担・避難経路・消火器の場所を熟知しておく。

まずは自分の役割を果たし、余裕があれば声を掛け合って他の業務につく。

1. 避難訓練がマンネリ化していないか、真剣味に欠けていないか、子どもの様子を見る。
2. 災害による負傷が予想されるので、研修などで習得した応急処置が生かされるよう、また全職員が応急処置研修に参加できるようにする。
3. 訓練が児童等に恐怖感を与えること及び事故につながるような訓練は避ける。
4. 避難訓練の終了後、全体の講評及び反省会を持ち、問題点があれば今後の対応に活かす。
5. 常に児童等の出欠確認できるものと保護者との連絡が取れるもの（入所申込綴）を持ち出す。

６．施設設備の安全点検

（１）安全点検の取り組み

安全点検は、潜在的な危機を未然に防ぐ態度や知識を身につけ、事故防止を図る上で重要であり、職員全員で取り組むこととする。

1. 施設・設備・遊具等に関してチェックリストを作成し、定期的に点検を実施し、異常があった場合は直ちに改善する。（定例の避難訓練日に合わせて点検する）

②「物品の整理や保管方法」「環境が清潔に保たれているか」等に関する点も忘れずに実施する。

（２）安全点検のための留意点

|  |  |
| --- | --- |
| 点検箇所 | 留　意　点 |
| 集会室図書室 | ・収納ボックス・ロッカーなどの置き場所は適当か。・高いところに物を置いていないか。ドアの開閉はスムーズか。・書架・天井の装飾品は、しっかり固定されているか。 |
| 便所 | ・水漏れ、破損箇所はないか。スリッパは擦り切れていないか。 |
| 廊下階段 | ・砂や水で滑りやすくなっていないか。・腐食箇所はないか。整理されているか。・避難の妨げとなる物を置いていないか |
| 室内遊具 | ・置き場所は適切か。破損箇所はないか。片付け場所に安全に片付けられているか。・ねじ止めはしっかりしているか。 |
| 固定遊具 | ・器具のぐらつき、腐食はないか。器具の周辺は整備されているか。・ねじの緩みや破損はないか。油切れはないか。・金沢市緑と花の課の所管であるが、日常的に利用することが多い「○○公園」の遊具についても、目視程度の確認を行う。 |
| 食事室 | ・ガスコック、ゴム管にひび割れなどの異常はないか。・ガスを使用しない時は、元栓を閉める。・水漏れ、破損箇所はないか。 |
| 消火設備 | ・消火器は所定の場所に置いてあるか。・定期的に検査を受けているか。 |
| 薬品類 | ・子どもの手の届かない安全な場所にあるか。・救急箱の中身の点検。 |

７．保護者への対応

（１）危機事象発生における保護者の心構えを十分に知らせ、理解を得ておく

①児童館・児童クラブまたは児童館・児童クラブ周辺で不測の緊急事態が発生し、児童館・児童クラブ等から児童等の迎えの依頼があった場合は速やかに迎えをする。

1. 児童館・児童クラブから連絡の取れない事態が発生した場合は、保護者自らの判断で児童等の迎えをする。
2. 警報が発令された場合や事前に危険が予想される場合は、来館及び帰宅時には十分気をつけ送迎する。

（２）危機事象発生時における児童館・児童クラブ等の対応

① 児童館・児童クラブ周辺の避難場所を周知徹底する

・自然災害等の発生時においては電話の不通が予想されるので、児童館・児童クラブに迎えに来た際、どこに避難しているのかを知らせるため児童館・児童クラブ玄関入り口に避難場所を掲示する。

1. 児童等を確実に預かる

・保護者の職業によっては、職務上、災害時に職場を離れることが不可能な場合もあることを想定しておく。

・交通事情等により保護者の迎えが遅れることが予想されるが、定時を過ぎても最後まで児童館・児童クラブまたは避難場所で児童を確実に預かる。

1. 児童等の様子を確認し引き渡す。

・保護者に児童等を引き渡す場合、その時の児童等の様子等を確認した上で引き渡す。